

平成23年第2回臨時会

市 議 会 会 議 録

平成23年7月25日（開会）

平成23年7月25日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十三年第二回臨時議会録

(平成二十三年七月)

垂水市議会

## 第 2 回 臨 時 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号 (7 月 25 日) (月 曜)

1. 開 会 .....	4
1. 開 議 .....	4
1. 会議録署名議員の指名 .....	4
1. 会期の決定について .....	4
1. 議案第 47 号・議案第 48 号 一括上程 .....	4
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
議案第 47 号・議案第 48 号 (原案可決)	
1. 議会改革調査特別委員会の設置 .....	14
1. 特別委員会正・副委員長互選結果報告 .....	14
1. 閉 会 .....	14

平成23年第2回垂水市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
7・25	月	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案等上程（説明、質疑、討論、表決）、閉会

2. 付議事件

件 名

議案第47号 垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定について

議案第48号 平成23年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案

平成 23 年 第 2 回 臨時 会

会 議 録

第 1 日 平成 23 年 7 月 25 日

本会議第1号(7月25日)(月曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産課長	岩元悦郎
副市長	寺地浩一	商工観光課長	塚田光春
総務課長	山口親志	土木課長	深港涉
企画課長	倉岡孝昌	会計課長	脇孝久
財政課長	北迫睦男	水道課長	川井田志郎
税務課長	葛迫隆博	監査事務局長	磯脇正道
市民課長	白木修文	消防長	宮迫義秀
市民相談			
サービス課長	前木場強也	教育長	肥後昌幸
保健福祉課長	城ノ下剛	教育総務課長	今井文弘
生活環境課長	感王寺八郎	学校教育課長	有馬勝広
農林課長	森下利行	社会教育課長	瀬角龍平

議会事務局出席者

事務局長	松浦俊秀	書記	篠原輝義
		書記	有馬英朗

平成23年7月25日午前10時開会

△開 会

○議長（宮迫泰倫）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第2回垂水市議会臨時会を開会します。

△開 議

○議長（宮迫泰倫）これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（宮迫泰倫）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において徳留邦治議員、大菌藤幸議員を指名します。

△会期の決定

○議長（宮迫泰倫）日程第2、会期の決定を議題とします。

去る19日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本臨時会の会期を1日とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定しました。

△議案第47号・議案第48号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第3、議案第47号及び日程第4、議案第48号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第47号 垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定について

議案第48号 平成23年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案

○議長（宮迫泰倫）説明を求めます。

○商工観光課長（塚田光春）議案第47号の垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

現在の垂水市道の駅交流施設の管理に関する指定管理者の指定は、平成23年9月30日をもって期限を終えることとなりますので、今後の管理について、次のとおり提案するものでございます。

管理の方法は、これまでどおりの指定管理者制度によるものとし、指定管理者に指定する団体は、株式会社芙蓉商事と薩摩おごじょ企画グループを提案するものでございます。

指定する期間は、平成23年10月1日から平成27年3月31日までの3年6カ月間でございます。

今回の提案理由は、垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、垂水市道の駅交流施設の管理を行わせる指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、別紙のとおり、添付しました垂水市道の駅交流施設の指定管理者の候補者決定について、公告の写しと市ホームページに掲載しました指定管理者候補者の決定の公表と選定結果について説明しますが、事前にお目通しされたものと思っておりますので、主な部分のみ説明いたします。

まず、公告では、候補者は株式会社芙蓉商事と薩摩おごじょ企画グループで、提案委託金額はゼロ円で、市が支払う指定管理料は不要でございます。

次に、2枚目の資料、裏面の別紙、選定結果表の3番目の採点結果から説明いたします。

申請者は3団体ございまして、採点の結果、500点満点中、株式会社芙蓉商事と薩摩おごじょ企画グループが459.2点の最高得点を得ました。

なお、この得点は、10人の選定委員の平均得点でございます。

4番目の審査講評でございますが、株式会社芙蓉商事と薩摩おごじょ企画グループは、施設利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上、施設の効用の最大限の発揮、施設管理を安定して行う人員の確保、その他経営の規模及び能力の具備、適切な維持管理及び管理に要する経費の縮減見込み等の各項目において、すぐれた提案がなされており、最高点を獲得しました。

提案された事業計画は、より効果的に設置目的を達成しようとするものであり、同グループは、当該施設の指定管理者候補者として適する団体であると判断したところでございます。

そこで、5番目の審査結果でございますが、採点結果及び審査講評を踏まえまして、株式会社芙蓉商事と薩摩おごじょ企画グループを指定管理者の候補者に選定いたしました。

以上で、議案第47号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○財政課長（北迫睦男）** おはようございます。

議案第48号平成23年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案を御説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業等に予算措置の必要が生じ、9月議会対応では執行が間に合わないことから補正予算を編成し、審議をお願いするものでございます。

今回、歳入歳出ともそれぞれ971万2,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は、91億1,549万4,000円になります。

まず、歳出から御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

企画費は、県立垂水高等学校の充実・振興を図り、特色ある高校づくりや大隅地域の活性化につながる具体的な方策を検討するために、大隅地域における県立垂水高等学校のあり方に関する地区検討会が設置されましたが、それらの

関係業務に要する経費と、補助金は、潮彩町自治公民館建築工事に対する財団法人自治総合センターのコミュニティセンター助成事業の補助金でございます。

次に、6ページをお開きください。

中学校施設整備費は、垂水中央中学校の大規模改造工事に伴いまして、本年度は下宮神社側のA棟の工事を施行することから、仮設校舎から本校舎、体育館等への渡り廊下が必要になり、仮設の渡り廊下をリース料で対応するために、工事請負費から使用料及び賃借料へ組み替えをするものでございます。

次に、公民館費でございますが、潮彩町の自治公民館建築に対し、規則に基づく市の補助金でございます。

7ページの体育施設費は、財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業で、野球場のトスバッティングゲージや体育館の卓球台などの備品を購入するものでございます。

これらに対する歳入でございますが、前に戻っていただきまして、4ページをごらんください。

前年度繰越金と雑入の自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金を充てて収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（宮迫泰倫）** ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案をもって御参集願います。

午前10時9分休憩

午前11時 開議

**○議長（宮迫泰倫）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。



質疑はありませんか。

○持留良一議員 それでは、3点にわたって、議案第47号について質疑をさせていただきたいと思えます。この点が納得できないと私は承認できないということをまず前提としながら、質疑をしたいと思えます。

まず、前提となるのは、とにかくこの施設が公の施設だということ。で、市民の財産であるということ。これをやっぱり認識して取り組むということが行政にとっても基本的な点だろうと思えます。そして、何よりも産業振興施設です。地域への経済効果をどう発揮していくのか。そういう観点に立って、当然運営もされてきたらというふうに思えます。

それを前提としながら質疑をさせていただきますが、1点目は、選定の過程について、選定の問題について質疑をしたいと思えます。

先ほども全協でも若干議論になりましたけれども、いわゆる参加する資格の問題ですね。そしてもう1つは、それを統合したときに、今回、団体を組むようにという、団体という形での市外の業者はそれに参加できるということだったんですけれども、このことについて先ほどいろいろ議論が出ましたけれども、要するに資格があるのかどうか、それに裏づけるような申請書類としての収支報告等含めてどうなのかということが本当に本来であれば議論になっていくはずなんです。それが相まって、きちっと団体としてそれを認めますということがあって初めて資格を得ることが、本来の道筋だろうというふうに思うんです。そのことを私は募集要項等にも明記してあったらというふうに思うんです。

そのことが果たして今回、先ほどの議論だと、それはもういろいろな検討も含めて、いろいろな補助金とか、認定の団体も受けているから、それはもう団体として認めるんだという形で、今回そのジョイントも認めますということだっ

たんですけど、もう少し、これが、先ほど言いましたけれども、社会的批判に耐え得るような説明をぜひしていただきたいというふうに思います。

もう1つは、選定委員の問題です。2008年総務次官通達があるんですけれども、今回、いろいろな資料の中に総務次官関係の通達もしていただいて、いろいろ資料も、大変中身の深い資料も提供していただいたんですけれども、2008年にもやっぱり通達が出ているんですね。その中で、選定委員には、施設の行政サービス等に応じた専門家等が確保されていることと。要するに、道の駅等を含めた、このサービス業におけるやっぱり専門的な立場で経営実態、また今後の収支計画も含めて提案された中身において、それが本当に耐え得るかどうかということかなければいけないと思うんです。

今回、選定にもさまざま工夫もされて、当初の中身より大変透明性、公平性も確保されてきたというふうに思うんですが、そのあたりについては、専門家が確保されるようなそういう選定委員が配置されたのかどうか。この点についてお聞きをしたいというふうに思えます。

2点目は、審査基準の問題なんですけれども、1つは、前回の提案の内容においても、類似した管理施設の運営実績があるということを申請者は言われていたんですけれども、私が調べた中身でも、ここと似たような施設というのは南大隅町ぐらいかなというふうに思うんですが、ここもまた、あそこは温泉が主体ですのでね、実際物販等の関係からいくと非常に違うんですけれども、このあたりでは運営実績をどのように見られたのか。公の施設の効用を最大に発揮できる云々云々という審査基準がありますけれども、その中で施設の目的を達成するという関係において、過去の、今の実績の中での内容をどんなふうに評価されているのか、その点が1点と。

もう1つは、障害者の雇用など福祉対策に取り組んだ運営を行っているということなのですが、既存施設ではどうなのか。当然既存施設も調べていっしょと思うんですが、既存施設でこういう雇用の実態というのは、障害者などを含めた雇用の実態というのはどんなふうになっているのか、いわゆる福祉対策はどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、公の施設の管理運営、経費の縮減が図られる見込みがあるというふうに先ほども言われたんですけども、要するに、前の経営の問題は構造的な問題なのか、それとも現象的な問題なのか。いわゆる客数が減ったということだけなのか、それとも管理運営も含めた構造的な問題なのか、どうなのかということです。

というのは、全体目標比では22年度は約90%の到達ですよ。それぞれまた温泉施設が70、物販が91、レストランは目標比に対して106%と、それぞれ力の入れぐあい、もしくは構造的な中身によってなかなか目標に達し得ないという施設がこの数字からも見て取れるんですけども、この問題について、今回、過去2年の分析をされて、構造的な問題というふうに私は受けとめるんですけども、この点についての認識をどのように、これは市長にお聞きしたいんですけども、市長はそういうことも含めて以前の管理が、管理者が問題であったということで大きな赤字を出したということを含めて、今回、公募というふうに踏み切られたわけですし、また、さまざまな資料に基づいて、そして選定委員会の決定に基づいてそれを市長が決定されたわけなんですけれども、市長はそのあたりの経営的な問題をどんなふうに認識されたのか。構造的な問題だったのか、構造的な問題であれば何だったのか。このことについてお聞きをしたいと思います。

それから3点目は、個別項目の点で2点お聞きしたいんですけども、雇用に際しては現に

勤務している職員の採用に十分配慮がされているかということも当然議論されたと思うんですが、これはもうずっとこの間の議論の中身で言ってきた中身だというふうに思うんですが、いわゆる業務の安定性、継続性、専門性の確保という意味では、やっぱりこのあたりの職員の確保、また、今、働いている人たちを採用していくということが非常に大事なんだということで共通の認識が生まれたと思うんですよ。あとこれをきちっと保証していく担保をどうしていくのかということがあると思うんですが、これも個別の項目の中で非常に重要な中身だというふうに思うんですが、このあたりは実際上どんなふうにされていくのか。今後の何か、先ほどだと協議していくというようなことでしたけれども、これは当然、審査基準の個別の項目としてあるわけなので、その点について、きょう議決をするという大事な議会でもありますので、そのあたりについてお聞きをしたいと思います。

以上です。

**○商工観光課長（塚田光春）** ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、資格要件のほうなんですけれども、募集要項のですね。資格要件は、垂水市内に事業所のある法人、その他の団体または複数の法人、その他の団体から成る団体であって、その構成員の1以上が垂水市内に事業所を有する者となっております。法人格の有無は問いませんが、個人では申請できませんというふうになっております。

そこで、薩摩おごじょ企画は、個人ではなく、その他の団体になります。そこで、先ほども全協でも説明しましたが、その他の団体とは、個人でなく複数の構成員であることということです。これには、代表、顧問、会計監査の3名でおごじょ企画は構成されております。また、定款もしくは規約等の団体としての決まり事が定められていることということで、これにつきま

しても、団体等の規約が定められております。そして次に3番目に、これまでの活動記録やこれからの活動計画があることが条件となっておりますので、これらすべてが該当している団体でございます。なお、鹿児島県のほうからも平成21年12月に、団体としての活動計画で県知事より経営革新計画承認を得ている団体でございます。

次に、選定委員の配置についてでございますが、今回は、前回の3月議会の指摘もありまして、指定管理者の専門委員として鹿児島大学の准教授を配置しております。また、会社の経営を見るために公認会計士の配属もしております。

それから、審査基準としましては、すべてで11項目の項目を設けまして、その中に、また各項目ごとに4項目から6項目の項目を設けまして、この項目に従いまして、提案者はそれぞれの自分たちの申請、今後の事業運営をどうしていくかということに記載し、審査しているところでございます。

それから、既存施設の対策でございますけれども、これにつきましては、現道の駅の施設につきましては、これまで2カ年の赤字が発生しておりますけれども、ここら辺を重点的にしながら、次の指定管理者でここら辺の解消を努めてまいりたいというふうに思います。

それからもう1点でしたね。審査基準の中で個別項目というのを今回、前回の3月議会で指摘がありましたので、設けたんですけれども、この件につきましては、当然、募集要項、それから審査基準の中で雇用の面や労働条件のことは個別項目で今回盛り込んだところでございます。雇用に際しては、現在勤務している職員に十分配慮がなされているか。そしてまた、職員、臨時職員、パートについての労働条件は適正に保たれているか等を条件にしております。その結果、現在の管理組合に支給されております賃金、給料等の同じような額で示されたところで

ございます。

なお、指定後も事業計画書や協定書に基づいて定期的に管理実態を把握しながら、労働法令の遵守や、雇用、労働条件への適切な配慮がなされますように今後、確認しながら、問題点に取り組んで指導してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 持留議員の質問にお答えをいたします。

一連の経過ですけれども、昨年の12月に前市長のほうで公募されまして、2月に選定委員会を開きまして、3月に議会に提案ということでさせていただいたわけですけれども、結果的には賛成少数で否決をされたということでございました。

今回、市報でもお知らせをいたしましたけれども、やっぱり最大の公募の理由というのは、2年連続の大きな赤字が続いたということでございます。その原因は何かということで御質問ですけれども、一方では燃料費の高騰というような現象的なものもあったと思いますし、また、例えば原価計算がきちんとされていないとか、その辺の形態としての資質といいますか、構造的な原因も両方あったんだというふうに思っております。

その辺のところを総合的に勘案して、今回、公募という形で踏み切って、先ほど来いろいろ御説明させていただいたような経過で、同グループを適任として議会に上程させていただいているということでございます。

○商工観光課長（塚田光春） ちょっと答弁漏れがありましたので、お答えいたします。

既存施設の中で障害者等の雇用をなされているかという質問でございますが、ここら辺はちょっと把握はしておりませんで、しかしながら、今回、審査基準の中で、障害者の雇用など福祉対策に取り組んだ経営を行っているかという審

査項目を設けてしておりますので、ここら辺で今後、対処してまいりたいというふうに思います。

○持留良一議員 1点だけ答弁漏れがあったんですけれども、類似施設の運営実績をどう見るのかと。というのは、ここといろいろさまざま違う形態が2つの今、施設やっていますよね。そのことで實際上、今回そういうのも審査基準にあるわけなんですけれども、そのあたりをどんなふうに評価されているのか、その点だったんですけど、その点ちょっと答弁漏れだったので。

○商工観光課長（塚田光春）既存施設でも聞いた範囲内では、いろいろ温浴施設関係のエネルギーの問題など、これらを改善されまして、結構、前の経営とはかなり変わりました、そしてまた賃金等も、今まで社会保険じゃなかった人たちも社会保険にしたりということで、いろいろ給料とか賃金とかそこら辺も町と協議しながら進められているように聞いております。そして経営面においても、町の話では、結構いいぐあい進められているということで安心されているというようなことを聞いているところでございます。

○持留良一議員 審査基準というのは、やっぱり一定程度行政サイドも一定の調査はやっておかないと、それがどうだったのかというのは客観的に評価できないと思うんですよね。主観的なそれぞれが立場で評価し合っても、いい結果は出ないと思うんですよ。そういう意味では、ちょっとそのあたりの実態も含んで、どういう経営をしていたのか、どういう審査基準に合わせてそれで調査をして、それできちっと審査に当たるといのがまずこれは大前提だろうと思うんですよ。答弁を聞いても、何かそのあたりが非常にあいまいな部分がありまして、果たして本当にどうだったのかというのはちょっと疑いを抱くところなんですけれども、その大前提

となる団体の問題なんですよ、問題はやはり。

先ほどの答弁だと、まだ先ほどの域を越えていないというふうに思うんですが、なぜそれを団体としてみなすのかと、お互いのそれぞれ団体を1つの団体として申請をされたということ。そして一方では、いろいろ議論がありましたけれども、規約上も含めていろんな問題が指摘をされたんですよね。そうすると、やっぱり社会的に耐え得るような中身じゃないんじゃないかと。振興会の規約等においても、きちっとそのあたりは明確にしている部分がいっぱいあるわけなんですよね。そうしますと、やっぱり幾ら任意団体であっても、それが対社会的に耐え得るような規約でないと、やはりそれを団体と見るのかというのは非常に問題もあると思うんですよ。

じゃお聞きしますけれども、県が団体として認めたというのはどういうことから言ったのか。ただ単に規約とかそれだけだったのか。その点についてお聞きしたいというのが1つあります。

それと、先ほどの市長の原因の結果を見ると、本当に構造的な問題なのかと。現象的な面がいっぱいあって、本当にそこというのは、本当に実際の担当している方も非常に困難な状況で、その困難を克服することが非常に難しいんじゃないかなと。私はやはり抜本的に、公募にしたというのは、やっぱり構造的な問題から、ここを変えないと経営の改善は図れないという立場で公募というふうになったと思うんですよ。そうでなければ、このような市長が言われた中身だと非常に、両方あったと言われますけれども、両方あった中で構造的なのは非常に実務的な問題ですよね。そうしますと、やっぱり管理運営していくとなると、やっぱり構造的な問題があるからこそ、これはもう本当に公募しなければこの事態を改善することはできないという結論に達したと思うんですけれども、そのあたりについては議論はなされなかったのか。非常にあ

いまいなとか、わかりづらいんですね、そのあたりが。その点について再答弁をぜひしていただきたいと思います。そうしないとなかなか納得できないんですね。

それから、個別事項の問題ですけれども、今後、確認していくとか、見守っていくとかと言われましたけれども、やはり現状の中できちっとそこを担保していくものをつくって、それが協定書であったりするというふうにするんですが、そのあたりというのはやっぱりできないのか。できないならできない、何でそういうことができないのかですね。

そうしないと、先ほど言いました業務の安定性だとか継続性、いわゆる専門性というのを確保できない。常に不安定雇用になる状況の中で、この公の施設をそういう形の運営に任せていいのかというやっぱり市民の意見もあると思うんです。そうであった場合、やっぱりそのあたりをきちっと担保していくような協定書なりにそれを盛り込んでいくというふうにしていかないと、安定したやっぱり経営を支えるそういう職員の体制、人員確保というのはできないんじゃないかなというふうには思うんですが、そのあたりの考え方についてお聞かせください。

**○商工観光課長（塚田光春）** 団体として認めた理由なんですけれども、私が先ほど申しあげましたこのこともですし、あと、今回は鹿児島大学の指定管理の専門の教授に来ていただいておりますので、この方からも、事前に事業計画書を1週間前に配付しまして、この団体としての位置づけを認めてもらっているところでございます。

そして、確かにおっしゃるとおり、おごじょ企画としてはですね、ひ弱い部分もあろうかと思えますけれども、ただ、垂水市の事業所の中ではやはり市外のほうが経営力的にはまさっておりますので、今後、グループ協定をするわけですので、やはり垂水市の事業所でできない分は

市外がカバーするし、市外の業者でできない分は垂水市の事業所がカバーしていけば、よりよいグループ団体ができて、よりよいまた経営ができていくのではないかとというふうに思っているところでございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 今の持留議員の質問にお答えをさせていただきます。

いろんな御意見もございまして、理由に関しては先ほど申し上げたようなことが中心だったというふうに考えております。ただ、先ほどから言われております公の施設であるということ、市民の財産であること、非常に重要なこととでございます。一方で、経営的なものもひっくるめて、これまで甘かった部分はしっかりと対処しながら、また、提案者と関係の皆さんと、今後また議決をいただければそういった話し合いの機会があるかと思っておりますので、そういったことの中で連携をしっかりとらせていただけて、いい運営ができるように前向きに対応させていただきたいというふうに思っております。

**○商工観光課長（塚田光春）** 答弁漏れがありました。

申請者の実績と申しますか、こういったことは十分だったのかというようなことでございますけれども、これにつきましても、やはり今回、芙蓉商事はほかのところで実績がある団体でございますので、確かにそれを言われればそれも調査しなければなりませんけれども、ほかの申請者におきましてはこういった実績等はないわけです。ですので、調べようにも調べられないということも発生するわけです。しかし、現に、他の町で指定管理者としてしっかりと運営しているわけですので、ここら辺は問題なく運営されるものというふうに思っております。

**○副市長（寺地浩一）** 持留議員の御質問の中で協定書の件がございましたけれども、協定書につきましては、確かに、先般お配りしましたけれども、個別具体には書いていないかとは思

うんですけれども、あの中でありますのは、毎年申請書が出てきて、今回出てきて、計画があるわけです。その計画に基づいて、毎年業務計画書を出していただくというのがございます。その中に個別の項目ございますし、あと、あの中で、必要があれば市としてはいろんな説明を求めたりとか、立ち入りさせていただいてその実態を把握をするとか、そういう項目が協定書の中にございます。案の中には盛り込んでございます。なので、私どももやっぱり、労働条件であったりとかいう部分についても国のほうからの通知の中で、きちんと見るようにというのがございますので、そこら辺のところは今後の協定を結んだ後の中で、毎年毎年きちんとちゃんと計画的にできていますかというような部分は見ていくということでございます。

確かに選定委員会の委員会の中でも、計画があると、これをきちんとフォローするような部分はできるのかという御質問ございまして、そこにつきましては、協定の中で、当初の計画、それと毎年毎年の計画を見比べながらきちんと把握をしていきますというようなふうに御説明申し上げまして、御了解いただいているところです。協定書の中にも、調査をするとか立ち入りをするとか把握をしていくと。あと運営協議会ですね、そういうのも開いて、きちんとした、先ほど来おっしゃいますように公の施設であって、垂水を発信する施設なんだと、だから、これをきちんとするためにはみんなで話し合いをしてしましようやというようなものも協定書の中に設けておりますし、また、申請者のほうでもそういう協議会を設けてやっていきたいというのがございますので、そこら辺のところはきちんとやっていきたいと思っております。

**○持留良一議員** 締めくくった質問をしたいと思うんですが、確かに今回初めての公募ということで、いろんな問題も今いろいろ出てきたと思うんですよ。それは、1つの発展していくと

いう形でとらえると、非常にある意味で努力も評価をしなきゃならない点もあろうかと思えます。しかし、やっぱりそこは謙虚にその問題に対して、問題であったということをしっかり受けとめていただかないと、今後やっぱりこういうことはあり得るわけですね。

今回、これですべてがいいというわけではありませんし、さまざま問題もあったし、ましてや、先ほど言いましたとおり、公の施設であると、市民の財産だということを、こんな形で本当に運営をしていいのかというのは当然、私たちそういう立場に立って批判的にこの問題というのは見ていかなければ、市民の負託にもこたえられないわけなんですけれども、そういう意味ではいろいろ問題点がありましたし、そういう意味では、前向きにこの問題をどうとらえていくのかというやっぱり視点を持っていただいでやっていただかなきゃならないというふうに思います。

そこで、もう総括的にちょっと質問しますけれども、そうなりますと、いろいろそういう部分的には問題があったとしても、最大の眼目というのは地域経済への効果だと思うんです。このことを通じて地域への経済効果をどう発揮していくのかと、そこのところどころがどんなふうに議論されたのか。きちっとまた皆さんの中でどんなふうにこのことを今、立って、今後協定を結んでいくという立場なのか、このことをお聞きをしたいというふうに思います。

それで、1点だけ漏れたのがあったんですけれども、先ほどの個別項目のところ、職員の採用に十分配慮されながらというのは、以前、前観光課長とも議論したときには、やっぱりこれに対応しなければ、取り消しも含めた形での対応もしなきゃならないような意見も出たんですよね。というのは、やっぱり先ほど言いましたとおり、この施設が持っている意味合いというのは、公の施設であるということと、やはり

それを支えていく職員が不安定であったら困ると、当然パートさんたちとか臨時職員とかいらっしやるわけなんですけれども、やっぱりそういう形ではそういうきちとした対応をしていただかないと困るんだ、そのためにはやっぱり担保が必要ですと。そして、その担保は協定書等に含めてやっていかないと、協定書を結んだ、また条例の中での今度は適用ができていかないわけなんですよね。これに違反しているじゃないか、問題じゃないかということも指摘できないと。ただ単に努力してくださいというだけじゃ、これは問題だと思うんですよ。やっぱりそのあたりというのは、公の施設であるところの責任をしっかりと果たしてもらうためにも、そのあたりどっかできちっと明記をしていくということが必要だと思うんですが、この点について漏れていましたので、お聞きをしたいと思います。

以上です。

**○商工観光課長（塚田光春）** 経営につきましては、どういった経済効果が図れるかということなんですけれども、やはり今回、申請者が3団体あった中で、やはり今回の指定管理者候補が具体性が物すごくありまして、例えば垂水市内をマイクロバスを週2～3回運行させると、そういったことで、当然老人の方の温浴もできますし、道の駅の購買力の推進ですね、そういったこともつなげていけるというようなこともあります。そして、垂水市の歴史とか観光知識を従業員に習得していただきまして、そして案内役を務めて垂水市の観光の充実を図るというような具体的な取り組みもございます。そしてまた、手焼きせんべい機を設置して、地元の農産物、水産物ですね、これらを即現場でせんべいにして配布するというようなことから、まだほかにもいろいろあるんですけれども、こういった具体的な提案がなされておりますので、今後、経済的な効果につながっていくものではな

いかというふうに思います。

それから、雇用の面なんですけれども、雇用の確保につきましては、先ほど副市長も言いましたとおり、今後、基本協定、それから年度協定を指定管理者と市と契約するわけなんですけれども、この中で当然、業務計画書を提出していただきます。これは当然、最初提案されました事業計画書に基づいて業務計画書を提案していただくんですけれども、この内容が合致しているかということ審査しながら、この業務計画書を受けまして基本協定、また年度別の協定を結んでいきます。そして、そうした中で、毎年管理運営協議会というのも実施してまいります。そして、ここで、業務計画書のとおりされているかということこの運営協議会でチェックしながら、今後の経営のチェックをしていきたいというふうに考えております。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

**○議長（宮迫泰倫）** いいですか、答弁。

ほかに質疑はございませんか。

**○池之上 誠議員** 簡単に済ませます。48号についてお聞きいたします。

先ほどの全協で、潮彩町の自治会の努力によりましてコミュニティセンターの助成事業600万円ですね、これを獲得できた。これは評価に値するなど、頑張っていたらっしやるということでもよろしいんですけれども、その中で、社会教育費の中に補助金が出ております、108万円ですね。この根拠を聞きますと、1社見積もりの中から、その補助率を掛けてやっているということです。まず、市の予算をとるときは、その積算根拠となるのは複数見積もりではないかというふうに思っております。まず第1点、そういうところが今回のこれには抜けているのかなというふうに思っております。

そして、全協でもありましたけれども、とりあえず一般財源を持ち出すということもございます。そういった中で、そういう予算の根拠が

ちょっと足りないところを、潮彩町の自治会に任せるといふなことを課長はおっしゃいましたけれども、果たしてそれでいいのかなという思いもいたします。もうちょっとこういう公的な補助金を出す場合には、市の根拠として市民に納得できる、市民が納得できる説明ができるような、もうちょっと積極的な指導なり、そういうところもあってもいいんじゃないかと思っております。そういうことに関して、今後、今からの事業でございますが、市としての取り組み、その辺をお聞きいたしたいと思えます。

それともう1つ、体育施設のほうに250万円の備品購入費があります。これもコミュニティ助成事業の中のものだろうと思えますが、その内容をお聞きいたします。

以上です。

**○財政課長（北迫睦男）** 池之上議員の御指摘の件でございますが、補助金につきましては、相当数いろいろな補助金を各種団体等に出しております。実績報告に基づきまして、100%チェックはしておりますけれども、今おっしゃいましたようなこのような特殊な補助金につきましては、御指摘のように、1社ではなく数社から見積もりをもらうとかそのような、公共性があるわけでございますので、今後、少し協議をしてまいりたいというふうに思えます。

2点目の体育施設の関係につきましては、済みません、社会教育課のほうにお願いします。

**○社会教育課長（瀬角龍平）** それでは、地域コミュニティ助成事業の250万円のことを答弁したいと思います。

実は、生涯スポーツ、この振興策については、地域におけるスポーツの普及ということは私たち社会教育課の大きな仕事の1つであります。だれでも、いつでも、そしていつまでもスポーツができる環境づくりということを目指して努力をしているわけでありまして。その中で、私たち社会教育課の施設の現状として、社会人チー

ムとかスポーツ少年団、同好会、それぞれコミュニティ活動における中心的施設を担っているというふうに思っております。ただ、ここ近年、用具、備品等の不足、そして老朽化が進んでおりまして、早急な対応が必要と考えておりました。

その中で、今回、宝くじの助成に基づくコミュニティ助成事業がありましたものですから、このことについて手を挙げておりましたところ、選定されまして、今回補正予算に上げるものであります。

中身といたしましては、例えば野球のトスバッティング用のネット、そして野球のバッティングゲージ、バレーボールのネット、これは6人制、9人制ありますし、そして卓球台と、そしてコートブラシ兼用のレーキ等々でございます。そういうものを含めて、備品として購入をするところでございます。

以上です。

**○議長（宮迫泰倫）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（宮迫泰倫）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

今から討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（宮迫泰倫）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

まず、議案第47号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（宮迫泰倫）** 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。



[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

△議会改革調査特別委員会の設置について

○議長（宮迫泰倫）日程第5、議会改革調査特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

議会のさらなる活性化を図り、より信頼された議会として議会改革を推進するため調査研究を行うことを目的に、6人の委員をもって構成する議会改革調査特別委員会を設置したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議会のさらなる活性化を図り、より信頼された議会として議会改革を推進するため調査研究を行うことを目的に、6人の委員をもって構成する議会改革調査特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会改革調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、池之上誠議員、持留良一議員、北方貞明議員、森正勝議員、川尻達志議員、徳留邦治議員、以上6名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました6人を議会改革調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

ただいま選任いたしました特別委員会委員の方は、次の休憩時間中に委員会を開き、正・副委員長の互選を行い、その結果を御報告願いま

す。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時42分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

△特別委員会正・副委員長互選結果報告

○議長（宮迫泰倫）特別委員会における正・副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせします。

議会改革調査特別委員会委員長川尻達志議員、副委員長池之上誠議員でございます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

△閉会

○議長（宮迫泰倫）これをもって、平成23年第2回垂水市議会臨時会を閉会します。

午前11時43分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員